

MiiTel(ミーテル)利用規約 新旧対照表 (2025年11月1日改定)

改定後	改定前
前文（略）	前文（略）
第1条（略）	第1条（略）
<p>第2条（契約期間等）</p> <p>1~2（略）</p> <p>3. 利用者は、利用契約の期間満了時に契約を一部解約のうえ、利用契約を更新する場合は、利用契約期間満了の1か月前までに（または別途合意がある場合には、当該期限までに）、<u>本サービス提供会社に対し、書面または電磁的記録（電子メール等）によりその旨通知するとともに、本サービス提供会社が定める期限までに、本サービス提供会社所定の手続きを行ふものとします。</u> <u>なお、利用者が当該本サービス提供会社所定の手続きがなされなかつた場合、利用契約更新後の契約に基づく本サービスの利用料金に加え、当該利用契約の更新後の本サービスの利用料金と利用契約の更新前の契約内容に基づく本サービスの利用料金相当額との差額が請求され、利用者はこれを支払うものとします。また、この場合、本サービス提供会社は利用者との利用契約を解除する場合があります。</u></p> <p>4~5（略）</p>	<p>第2条（契約期間等）</p> <p>1~2（略）</p> <p>3. 利用契約の期間満了時に契約を一部解約のうえ、利用契約を更新する場合は、利用契約期間満了の1か月前までに（または別途合意がある場合には、当該期限までに）<u>第2項に定める所定の手続きがなされなかつた場合、利用契約の更新前の条件で契約更新され、更新前の契約内容に基づく利用料金相当額が請求され、利用者はこれを支払うものとします。なお、第2項に定める所定の手続きがなされなかつた場合、本サービス提供会社は利用者との利用契約を解除する場合があります。</u></p> <p>4~5（略）</p>
第3条～第13条（略）	第3条～第13条（略）
2018年9月13日制定 2019年5月17日改定 2022年4月1日改定	2018年9月13日制定 2019年5月17日改定 2022年4月1日改定

2023年2月1日改定	2023年2月1日改定
2023年5月1日改定	2023年5月1日改定
2024年2月1日改定	2024年2月1日改定
2024年7月16日改定	2024年7月16日改定
2025年4月1日改定	2025年4月1日改定
<u>2025年11月1日改定</u>	